

草津市生涯学習センター・総合福祉ゾーン整備事業について*

Project on Preparing Kusatsu City Center for Life-Long Learning & Synthetic Welfare Zone*

岡 重 樹**
by Shigeki Oka**

1. はじめに

草津市は、滋賀県の南東部に位置し、東は湖南アルプス、西は琵琶湖に面する市域面積 48.22K m²、人口約 11 万人の湖南地域の中核都市である。

古くから交通の要衝として栄え、江戸時代には東海道と中山道の分岐・合流点の宿場であったことから街道文化を育んできた。

近年においても、JR 東海道本線、名神高速道路、国道 1 号、京滋バイパス等の広域幹線が通過していることから、企業立地が進み県下第 1 の工業都市であり、また、京阪神通勤圏内のベッドタウンとして今も人口が増加している。

草津市総合計画においては、「活力と魅力あふれる生活文化創造のまち」を目指し施策を展開してきており、主要事業では、草津駅の周辺整備や南草津駅の開業と周辺整備、立命館大学の開校、琵琶湖博物館、水生植物公園みずの森の開設、UNEP の誘致などの方向づけがおおむね完了したところであるが、今後の主要な施策としては、草津市生涯学習センター・総合福祉ゾーン整備事業、草津川の跡地利用、烏丸半島の民間ゾーン開発、第 2 名神を含む南草津地域の開発などを挙げることができる。

ここでは、現在、事業実施に向け環境アセスメントに取り組んでいる草津市生涯学習センター・総合福祉ゾーン整備事業について報告する。

2. 背景と目的

我が国では、急速な高齢化の進展により、地域および家庭を取り巻く社会環境の中で、高齢者の多様なニーズに対応し、地域社会に根ざした総合的な施策の展開が求められている。

21 世紀の豊かな長寿社会を築くためには、高齢者や障害を持つ人をはじめ、すべての人々が住み慣れた家庭や地域で人々と交流を深めながら、安心した生活を送ることができる長寿福祉社会の実現や、生きがいづくりに対する意欲の高揚、価値観の多様化などに対応して、それぞれの個性を活かし、生涯を通じて自由に学ぶことができる生涯学習社会を実現することが重要な課題となっている。

これらのことから、本市においては平成 6 年度に厚生省の「ふるさと 21 健康長寿のまちづくり事業」の採択を受け、市全域を計画対象として「健康」「安心」「いきがい」「学ぶ」「集う」の 5 つをキーワードに、「健康・福祉」と「生涯学習・文化」の

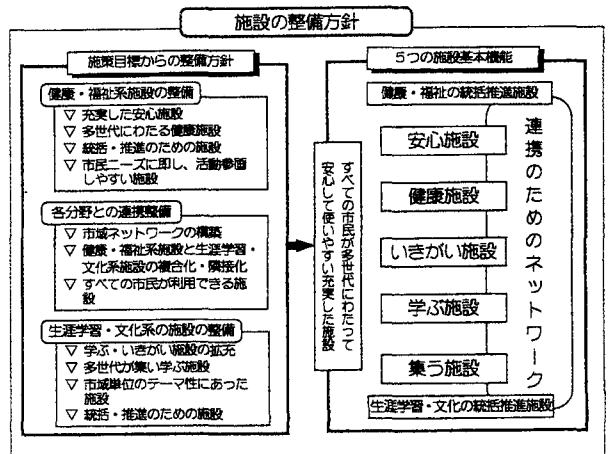


図 1

* キーワード プロジェクト構想 土地利用 環境計画

** 草津市企画部地域振興課 専門員

整合や連携を図りつつ、老人保健福祉計画の実現と障害者・児福祉の推進および生涯学習の推進に向けて、「草津市生涯学習センター・総合福祉ゾーン」を拠点とした新たなソフト施策の展開と拠点施設の整備推進を定めたものである。

3. 事業の概要

拠点施設である草津市生涯学習センター・総合福祉ゾーンの計画地は、市域のはば中央部に位置し、都市核を形成する地域のひとつである三ツ池地区を選定した。(図-2)

三ツ池地区は、野池、大池、頓蓮池の3つの池で構成される農業用ため池であり、このうちの野池は、今後も農業用ため池として存置させ、大池と頓蓮池の2つの池を埋め立てて拠点施設の整備を行うよう計画した。利用対象面積は、約10haである。

このことから、3ha以上の水面の埋立については、「滋賀県環境影響評価に関する要綱」に基づく環境アセスメントの手続きが必要となった

(1) 土地利用計画

三ツ池拠点地区の整備に当たっては、周辺環境との調和が必要である。このため、特に拠点地区の

北側にある住宅地との境界には緩衝緑地を計画した。

また、各施設へのアクセスビリティについては、一般車両によるものは周回道路より導き、公共交通機関等は、都市計画道路の車寄せより歩行者空間を通じて各施設へ導くよう計画した。(図-3)

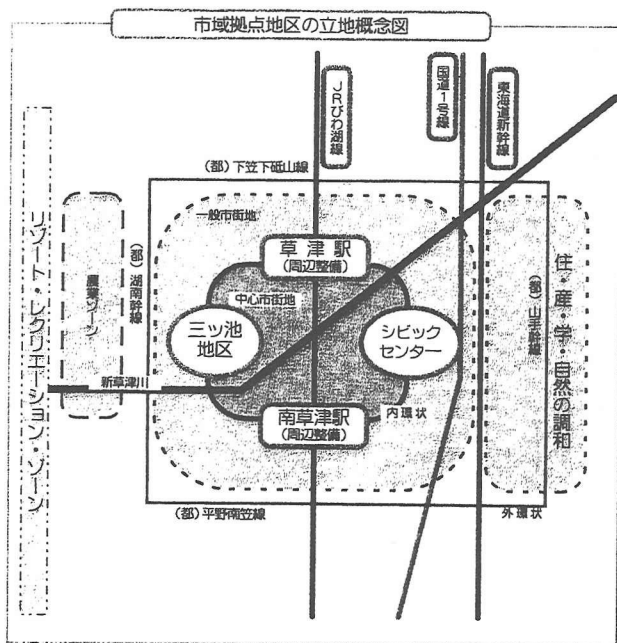


図-2

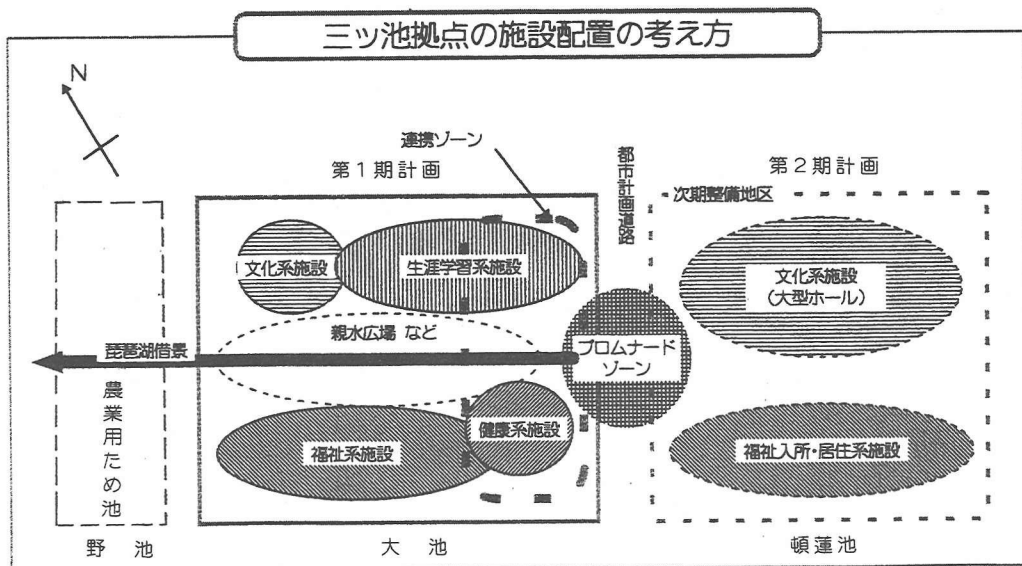


図-3

(2)環境アセスメント

滋賀県では、開発に伴う環境悪化を未然に防止するため、一定規模以上の開発事業の実施に先立って、公害の防止、自然環境の保全および文化財の保護に係るものの内容および程度ならびに防止策を、事前に調査、予測および評価を行い、適切な環境保全上の配慮を促すため、昭和56年3月から要綱を制定し指導されている。

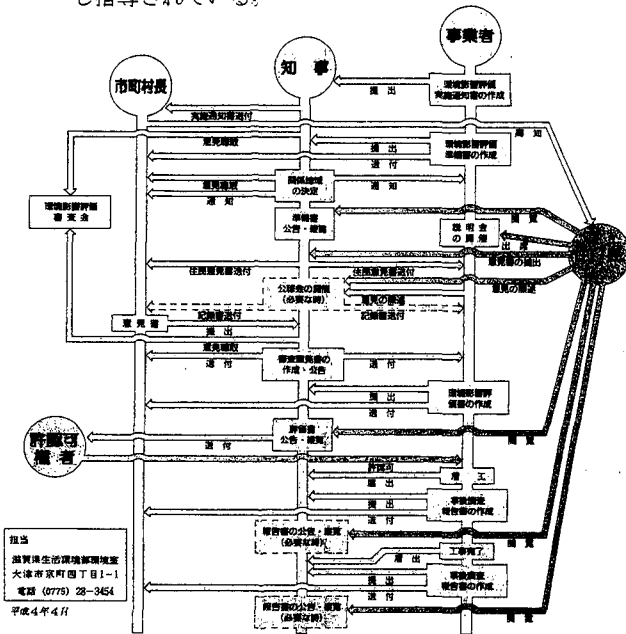


図-4 環境影響評価制度の手続きのあらまし

4. 環境影響評価の実施

このようなことから、平成8年7月より環境アセスメントに取り組んでおり、埋立造成工事や完成後の施設利用が環境に及ぼす影響について、現況調査を行い、事前に予測、評価を行った環境影響評価準備書を取りまとめた。

現在は、この準備書について、縦覧に供するとともに住民意見や専門の学識経験者によって構成される県の環境影響評価審査会意見等を踏まえ、環境影響評価書を作成すべく努力しているところである。

(1)調査・予測・評価項目の選定

本事業の実施に伴って、環境に影響を及ぼすことが予想される行為と、その行為によって影響を受けることが予想される環境要素を抽出し、環境保全水準を設定の上、その環境保全対策を検討した。

現在、環境保全対策については、環境影響評価審査会において審議中である。

(a)行為と環境要素の関連

行為・要因	環境要素												景観	文化財
	地形・地質	土壌汚染	地盤沈下	騒音・振動	水象	水質	底質	気象	大気質	悪臭	低周波音・振動	電磁波障害	陸生植物	水生生物
工 事 中														
埋立造成工事														
施設建設工事														
工事車両の通行														
供 用 後														
埋め立て地														
施設の立地														
施設の稼働														
利用者の活動														

注：○印は影響が想定されるもの。
無印は影響が小さいかほとんどないと想定されるもの。

表-1

(b)環境保全水準の設定

環境要素	環 境 保 全 水 準
その他の地象	土地の安定性に支障をきたさないこと。
騒音・振動	事業予定地周辺地域の大部分の住民の日常生活に対し、騒音による支障をきたさず、振動を感知しない程度 (55 dB 以下) であること。
水 象	現状の治水状況および利水状況に支障をきたさないこと。
水 質	公共用水域の水質の現状を著しく悪化させないこと。
大気質	事業予定地周辺地域における環境基準の維持達成に努めること。
悪 臭	日常生活において臭気を感知しない程度であること。
陸生植物 陸生動物 水生生物	貴重な生物の生育・生息環境の保全に努めるとともに、周辺地域における生物の生育・生息環境に著しい影響を与えないこと。
景 観	周辺の景観との調和を図り、良好な景観の保全に努めること。
文化財	遺跡等の文化財が存在する場合、その保全に努めること。

表-2

(2)環境保全対策

準備書において、環境影響の予測の結果と環境保全水準との対比等において、環境保全水準を満足で

きるよう環境保全対策を検討し、必要な措置を講じている。

ここでは、埋立を予定していた頓蓮池で、オニバスの生息が確認されたことから、その対応を如何に考えるべきかの判断を迫られ、計画変更に至ったことについて報告したい。

(a) オニバス

オニバスは、直径1mを超える巨大な葉を水面に浮かべる1年草で、現生地は全国でも60～70箇所程度と言われ、滋賀県では彦根城の堀に唯一、現存しているのみであった。

近年の生息環境の悪化から生息域が急速に狭まってきており、レッドデータブックで危急種とされている。

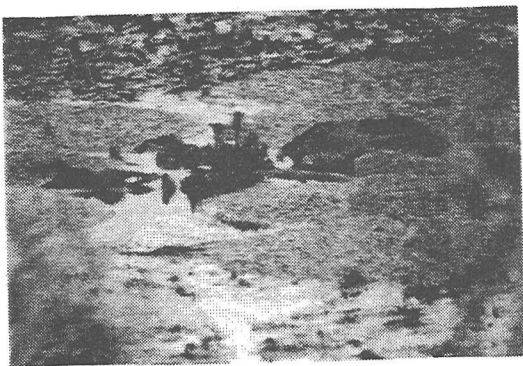


写真-1 頓蓮池のオニバス

(b) 計画変更

オニバスの対応について、専門家とも協議した結果、貴重な野生植物の種を保護していくために、その生息地の自然環境を保護していかなければならないとの結論に至り、頓蓮池は埋立造成しないで、予定していた第2期計画の施設は、別途に候補地を選定することにした。

この結果、三ツ池拠点地区の施設計画は、大池で計画している第1期計画のみの約6.7haとなった。

(c) 保全対策

頓蓮池のオニバスは、本市にとって貴重な資源であり、極力この環境を保ちながら、後世に伝えていく必要がある。

このためには、埋立造成を行わず、ただ放置しておくのではなく、オニバスを契機にして、環境保全の在り方を内外に発信することが重要であると考えた。

しかしながら、平成8年は発芽が認められたものの、平成9年および平成10年の調査においては発芽が認められていない。

このオニバスの種子は、休眠状態で数十年は生存可能であると考えられているものの、発芽のメカニズムは、未だ解明されていない。

これらのことから、池内にいくつかの観察池を設置しながら、毎年オニバスが発芽するためには、どのような環境が必要なのか。市民とともに学習していけるように頓蓮池を整備することを検討している。

幸い本市においては、琵琶湖博物館、水生植物公園等の環境学習機関があり、これらと連携するとともに、周辺の学校や地域住民を巻き込みながら環境保全について考えていきたいと思っている。

5. おわりに

環境アセスメントを進めるに当たって、周辺地域約6K m²の現況調査を行っており、住民説明の関係地域は、約3,800世帯に及んだことから、地域現状の新たな発見や多くの市民の関心を得ており、その動向は、何度もテレビ放映や新聞掲載がされたところでもある。

事業実施に当たっては、環境アセスメントを通して、自然環境や街道文化等の歴史的資産を活かした整備展開と都市的住環境の保持、創出や周辺環境との共生などが必要であるが、更には、環境保全の在り方を啓発、発信できるよう考慮すると共に、計画づくりには地域住民が関わり参画することが重要であり、そのことが、今後の事業展開において、本市の特徴や獨創性を創出していくことにつながると考えている。